

## 福岡都市計画地区計画の変更(福岡市決定)

都市計画天神二丁目第1地区地区計画を次のように変更する。

名称	天神二丁目第1地区地区計画
位置	福岡市中央区天神二丁目の一部
面積	約 2.9 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>当該地区は、天神地下街や鉄道駅、バスターミナル等交通拠点と周辺の大規模商業施設等の間を行き交う人々が交差する、九州・西日本の商業・業務機能が集積する「天神地区」においても歩行者が特に多い地区であることから、歩行者の回遊性の向上に資する快適な都市空間の確保と、天神地区にふさわしい都心機能の強化が望まれる地区である。</p> <p>そのため、当地区に商業・業務・情報・文化の諸機能が複合・交流した新しい魅力と活気にあふれる都市空間の形成・誘導を図るとともに、都市景観にも配慮した、良好な市街地環境の整備を図ることを目標とする。</p> <p>土地利用の方針</p> <p>都心に位置する立地特性を生かし、商業・文化・情報の発展に対応した施設の誘導を図るとともに、歩行者のための公共空間を創出し、活力のなかにも「うるおい」と「やすらぎ」を与える市街地の形成を図る。</p> <p>地区施設の整備の方針</p> <p>当該地区は、「天神二丁目地区再開発地区計画」、「天神二丁目西地区再開発地区計画」及び「天神二丁目第2地区地区計画」の各区域に隣接しており、これらの地区計画等と相まって、開放的で快適な歩行者空間を形成するための歩行者用通路を創出し、また、にぎわいや憩いの場となるポケットパーク状の広場を効果的に配置するなど、天神地区のコア空間としての活用を図る。</p> <p>建築物等の整備の方針</p> <p>公共空間である道路と私的空間である建築物の敷地とが有機的に調和した良好な街区を形成するため、建築物等の壁面の位置の制限を定めるとともに、快適な都心景観の創出を図るため、建築物等の用途並びに形態又は意匠の制限を定める。</p> <p>その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針</p> <p>高齢者、障害者などをはじめ、すべての市民が安心して生活し、快適に行動し、円滑に利用できるようなまちづくりを図る。</p>

地区整備計画	面積	約 1.7 ha			
	地区施設の配置及び規模	広場	名称	面積	摘要
			広場	約 650 m <sup>2</sup>	
	公共空地	公共空地	名称	幅員	延長
歩行者用通路 歩行者用通路			5 m 2 m	約 160 m 約 130 m	
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築してはならない建築物は次に掲げるものとする。</p> <p>1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物</p> <p>2) 建築基準法別表第二(へ)項第二号に掲げる工場</p> <p>3) 建築基準法別表第二(と)項第三号に掲げる工場</p>			
	壁面の位置の制限	<p>下記の各道路との境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は建築物に附属する門若しくはへいまでの距離の最低限度は、次に示すとおりとする。</p> <p>ただし、歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物等の部分で、歩行者の利便に供するものはこの限りでない。</p> <p>1) 市道天神18号線については5 m</p> <p>2) 市道天神15号線については2 m</p>			
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>高架水槽、クーリングタワー等の屋上に設置する施設については、露出面積を少なくする等都市景観に配慮するものとする。</p>			

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

### 理由

天神地区の更なる歩行者回遊機能の拡充を図るため、本案のとおり変更するものである。

